

第 1 章

計画策定の意義

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨

第1項 策定の趣旨

この計画は、21世紀の超高齢社会の中、大阪府内の高齢者がその個性に応じて主体的に暮らすことができる「安心して暮らせる社会」を築くことを目的に策定しています。

平成37（2025）年には、団塊の世代のすべてが後期高齢者（75歳以上）となり、大阪府でも後期高齢者の人口の急増が見込まれるとともに、要介護・要支援認定者、認知症高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する「都市型高齢化の進展」が見込まれます。

この計画は、第5期計画（平成24年度～平成26年度）の理念や考え方を引き継ぐとともに、平成37年を見据え、高齢者が生きがいを感じ安心して生活を続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える体制の整備に向けて、今後3年間に実施する取組みなどを定めています。

第2項 計画の性格、法的位置づけ

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画

都道府県は、老人福祉法に基づき市町村域を越えた広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めることとされています。

2つの計画には、高齢者の安心した生活の確保という共通の目的があり、相互に連携を図りながら施策を推進することが有効であることから、これらを一体のものとして作成することとされています。

老人福祉法

（都道府県老人福祉計画）

第20条の9第1項 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第20条の9第5項 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法

(都道府県介護保険事業支援計画)

第118条第1項 都道府県は、基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

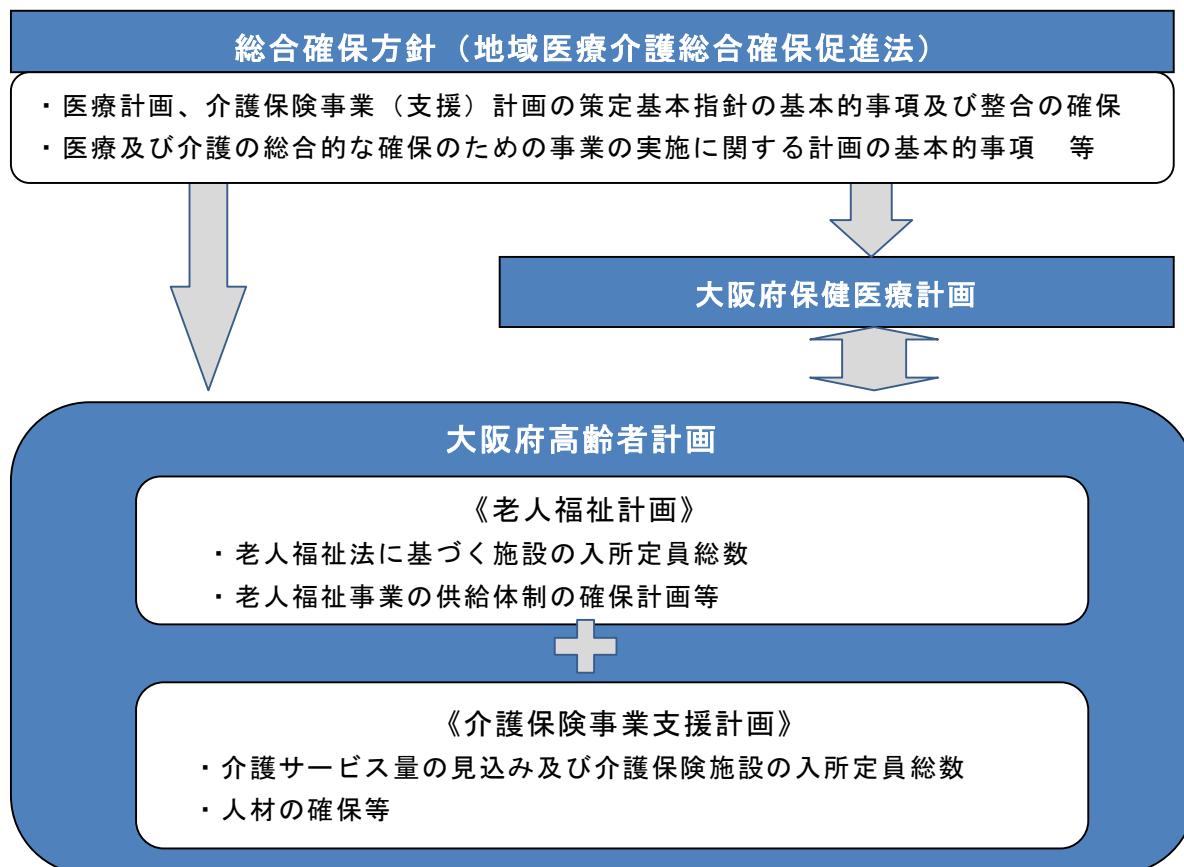
第118条第5項 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 総合確保方針に即した計画

介護保険事業支援計画は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下、「地域医療介護総合確保促進法」という。）に基づき国が定める「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下、「総合確保方針」という。）」に即した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて策定することとされています。

また、総合確保方針に基づき定められる「医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画」及び大阪府保健医療計画との整合を図っていきます。

【総合確保方針等と大阪府高齢者計画との関係】



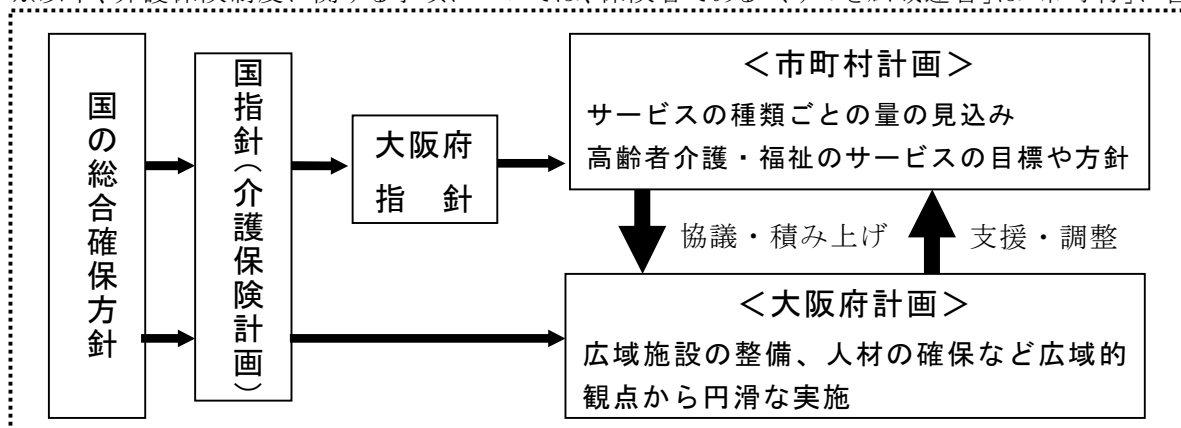
(3) 市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画と大阪府高齢者計画

市町村計画は、それぞれの地域における高齢者のニーズや保健・医療・福祉サービス基盤の状況等に基づき、高齢者福祉サービスの目標量や介護サービス量の見込みを定めるものです。

一方、大阪府計画は市町村における目標量や見込み量をもとにして、広域的な観点から施設整備、人材の養成・確保、介護サービス情報の公表などサービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めるものです。

府では、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「第6期市町村高齢者計画策定指針」を示し、市町村計画と大阪府計画との整合を図っています。

※以下、介護保険制度に関する事項については、保険者である「くすのき広域連合」は「市町村」に含みます。



第2節 計画の基本理念

「みんなで支え 地域で支える 高齢社会」

この計画においては、高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指し、そのために高齢者が主体性をもって生活することができるよう、みんなで支え合う地域づくり、社会づくりを行うことを基本理念とします。

地域包括ケアシステムを実現するためのポイント

- ・ 介護サービスの充実
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ・ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

第3節 計画の基本視点

すべての高齢者が必要なときに必要なところで、必要なサービスを受しながら、いきいきと暮らし続けることのできる社会を目指します。そのためには、利用者本位のサービス提供、様々な生活上の課題を抱える高齢者への支援体制の強化とともに、高齢者がその知識や経験を活かし、主体的な生活を送ることができる環境作りが重要です。

施策の推進に当たっては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、生活習慣・社会環境・人生経験をはじめ、障がいの有無や、心身の状況等において多様性を持つ高齢者が、等しく、かつ尊厳を持って必要なサービスや支援を受することができる必要があります。

府では、このような認識と方針のもと、次の基本視点に立脚して施策を展開します。

(1) 人権の尊重

同和問題や障がい者、在日外国人、ハンセン病回復者等に係る人権上の諸問題を踏まえ、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを進めなければなりません。

このため、高齢者の個性を尊重し、高齢者が主体的に必要な情報やサービスを利用できるように、各種制度の周知からサービス利用に至るまでにおいて、きめ細かな取り組みが必要です。

(2) 利用者本位の施策推進

高齢者が必要なサービスを主体的に利用できるようにするためには、きめ細かな制度周知とともに、サービス基盤の整備やサービスに携わる人材の養成・確保、身近な地域における相談支援体制の充実が不可欠です。また、利用者のサービス選択を支援するため、事業者の介護サービス情報の公表や事業内容等の評価を通じてサービスの質の向上を図ることが求められます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築と人材の確保

住み慣れた地域での暮らしを希望する高齢者が、できる限り生活の場を変えることなく、必要な医療や介護などのサービスを受けながら生活を続けることができる仕組み作りが求められます。

高齢者の生活を地域で支えるためには、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

また、そのために医療と介護の連携の推進や、医療、看護、介護など専門的な人材の確保が必要です。

(4) 認知症施策の推進

認知症施策の充実を重点施策と位置付け、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症やその疑いがある高齢者及びその家族に早期に適切な支援ができるような体制を作ることが必要です。

(5) 市町村による主体的な施策展開と府との連携強化

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みは市町村の責務であることから、府として市町村を支援するため、高齢者の暮らしを支える各サービスの充実や地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化が必要です。

(6) 介護保険制度を維持し、充実する取組み

介護保険サービスの確保と費用負担の公平化を図ることは、制度の信頼感を高めることにつながります。また、介護給付の適正化を進めていくことが制度を維持するために重要です。

第4節 計画の策定体制

この計画は、府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」で検討を行い、さらに、保健、医療、福祉等の専門家や学識経験者などで構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」における審議を経て策定しました。

また、市町村とともに「計画見直しワーキングチーム」を設置し、計画策定に当たっての課題等を協議するとともに、高齢者福祉圏ごとに「圏域調整会議」を開催して市町村域を越えた広域的な調整を図りました。

併せて、パブリックコメントを実施し、府民から寄せられた意見も踏まえて計画を策定しました。

第5節 関係計画等との関係

この計画は、「将来ビジョン・大阪」の分野別計画として位置付けられるものです。

また、本計画の策定に当たっては、「大阪府人権施策推進基本方針」、「第2次大阪府健康増進計画」、「第3期大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府保健医療計画」、「第二期大阪府がん対策推進計画」、「第4次大阪府障がい者計画」、「第4期大阪府障がい福祉計画」、「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」等、保健・医療・福祉はもとより幅広い分野における各種計画等との連携を図っています。

さらに、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等

に関する法律（以下、「総合確保推進法」という。）により新たに医療計画に定めることとされた、地域医療構想との整合を図ります。

第6節 計画期間

この計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

なお、市町村計画についても同一の期間となります。

第7節 計画の進行管理

毎年度ごとに計画の進捗を把握し、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会に報告します。

【計画の期間】

| 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 平成 32年度 | 平成 33年度 | 平成 34年度 | 平成 35年度 | 平成 36年度 | 平成 37年度 | 平成 38年度 | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--|--|-------|--|--|--------------|--|--|
| 第5期計画 | | | 大阪府 高齢者計画 | | | 第6期計画 | | | 大阪府 高齢者計画 | | | 第7期計画 | | | 大阪府 高齢者計画 | | | 第8期計画 | | | 第9期計画 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 大阪府 高齢者計画 | | |



第8節 高齢者福祉圏の設定

第1項 高齢者福祉圏の考え方

広域的な観点から高齢者福祉圏を設定し、原則として圏内でサービスの完結を目指し、介護保険施設等の適正配置に努めます。

第2項 高齢者福祉圏の設定

高齢者福祉圏は、保健・医療・福祉の連携を図る観点から府保健医療計画に定める二次医療圏（一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域的単位）及び大阪府地域医療介護総合確保計画（基金事業）に定める医療介護総合確保区域と合致させることとし、次の8圏とします。

| 圏名 | 市町村 |
|-----------|---|
| 大阪市高齢者福祉圏 | 大阪市 |
| 豊能高齢者福祉圏 | 豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| 三島高齢者福祉圏 | 高槻市、茨木市、摂津市、島本町 |
| 北河内高齢者福祉圏 | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |
| 中河内高齢者福祉圏 | 八尾市、柏原市、東大阪市 |
| 南河内高齢者福祉圏 | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| 堺市高齢者福祉圏 | 堺市 |
| 泉州高齢者福祉圏 | 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 |

第3項 高齢者福祉圏ごとの調整

府と圏内の市町村で構成する圏域調整会議において、介護保険施設等の整備状況やサービスの必要量等を踏まえ施設等の整備計画に関する調整を行います。また、必要に応じて圏間の調整を行います。

【高齢者福祉圏】

